

保険薬局部会ニュース

令和3年11月11日

広島県薬剤師会保険薬局部会

「薬局案内」の作成と薬局における活用について（お知らせ）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年12月に公布された改正薬機法では、薬局は調剤のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品をはじめとした地域住民に必要な全ての医薬品を提供する役割を有するものであることが改めて明確化されました（法第二条）。また、本年8月からは薬局の認定制度が導入され、既に施行されている健康サポート薬局とあわせて、薬局のかかりつけ機能、高度薬学管理機能、健康サポート機能について、患者が自身に適した薬局を選択できる仕組みが整備されつつあります。

地域住民・患者から信頼される「かかりつけ薬剤師・薬局」として、薬局が提供できる機能や業務が地域住民・患者により認知され、単に利便性によらず、薬局の魅力によって選択される努力を絶えず行うことが重要です。

これを受け日本薬剤師会では、地域住民・患者及び関係者向けに、自局や薬剤師業務の周知や、薬局のかかりつけ機能強化取組の一環として、各薬局で活用いただける「薬局案内」を作成しましたので、是非ご活用ください。

■日本薬剤師会Webサイト>会員ログイン>薬局・薬剤師その他情報
>薬と健康の週間>薬局・薬剤師のかかりつけ機能を説明する資材
<https://nichiyaku.info/member/info/kusuritokenkou.html>

目的 ①薬局が有すべき基本的な機能や薬剤師サービスを理解する
②自局の持つ／不足する機能や業務を再確認し、不足分を伸ばすための取り組みに繋げる
③自局が地域、患者に提供する機能、薬剤師サービスを明確化する
④地域住民や患者へ分かりやすく説明する